

広島県告示第六百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十八年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
丸谷 盛雄	尾道市高須町一三八三―二	丸谷循環器科 内科医院	尾道市高須町一三八三―二	平成二八年三月三十一日
有限会社ケア メディカル	府中市鶴飼町五五 五―三三	中央薬局	府中市鶴飼町五五 五―三三	平成二七年一 二月三十一日
社会福祉法人 いもせ聚楽会	廿日市市大野一六 八〇番地三	ホームヘルプ サービスセン ターみどり	廿日市市宮島町九 六〇番地二	平成二八年二 月二十九日
社会福祉法人 いもせ聚楽会	廿日市市大野一六 八〇番地三	宮島ふれあい 居宅介護支援 事業所	廿日市市宮島町九 六〇番地二	平成二八年四 月三〇日
岡本 佳明	安芸郡海田町幸町 六一―四二―四―一 〇―一	ひまわり歯科	安芸郡海田町幸町 六一―四二―四―一 〇―一	平成二二年九 月一八日
有限会社 クシード サ	安芸郡海田町国信 二丁目一番三三三号	デイサービス あいあいほの か	安芸郡海田町国信 二丁目一番三三三号	平成二八年八 月三十一日